

ラジル、インド、台湾に、県議会主要4会旅の代

知事を団長に福岡県公式行事として、 様々な分野の振興に取り組んでいます。

ブ

海外訪问の機会も頂きました。

小川

連盟(副会長)他、18もある議連すべての活動に れる取り組みをしてきました。福岡県文化議員 応答や提案を行い、視察においても施策に反映さ 行政推進調查特別委員会)でも、積極 会(新社会推進商工委員会)や特別委員会(広城

折り 返し点・2年间を振り 果議 《会議員 聡

防御篆・被害対篆は大幅な予算増額ができまし 皆 ブログ報告

今後とも、

偏して頂けるように頑張ります。た。残り2年间となり、これまで以

これまで以上に邁進し評

かすまでに至りませんでした。でも、

捕獲準備

目の難しさ・外交问題やタイミング等で行政を動

香春町の猿问題は、国内で解決できないなら

海外(ベトナム)に働 きかけ

ましたが、人を見る

### 2年間8回定例会すべての本会議で質問し、うち

致も、

信用保証協会の壁にぶつかり、

した。香春町にも現在、

誘致企業をご

绍

介

太陽光癸電(メガソーラー)を私の人脈で誘致

·崎町(DMM、Com)には

あと 一歩のところで

県の1T企業の添田町へのコールセンター誘 出来なかったこともあります。被災にあった宮城 支援を頂いた地元田

川の皆さんのお蔭だと心

まれた環境に感謝すると同時に、これも多くのご 生としてはこのような機会は殆どなく、

本当に恵

何にも得難い財産となりました。

情報と価値を共有でき、懇親を深めたこと はじめ会旅代表の県議の皆さんと、長時

感謝致しております。

2年间を振り返り、

失敗もあり、

挫折もあり、

代表質問したのは県議86人中1人だけでした!

■平成23年6月定例会一般質問 ①田川地域の将来ビジョンについて

②ICT戦略と自然エネルギー政策 (電力政策) について ■平成23年9月定例会一般質問 ①社会保障と税の一体改革について ②県税収入と滞納整理について

■平成23年12月定例会一般質問

決算特別委員会・委員、 予算特別委員会・委員兼理事も経験!

■平成24年9月定例会一般質問

・本県の海外戦略について

①本県の海外事務所のあり方について

②欧米において、地元企業からの要望案件について

③外資系企業の県内誘致の成果について

④県内市町村の国際交流(友好都市・姉妹都市)における 県との連携につい

様々な分野の課題を質してきました。常任委員年4回ある県議会では毎回登壇し、知事に

年4回ある県議会では毎回登壇

送り出して頂いたんだと肝に命じていま

いるんだから、きっと当選しても私利私欲に走るこ

田川地域のために、真面目

に議会・議員活動、

えにも貢献しなくてはとい

ただガムシャラ

皆さんから期待され

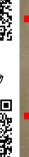
福岡県海外公式行事 知事同行で議会代表 として、公式訪問!

■県海外公式行事 県議会主要4会派代表

・ブラジル県費留学 生設立記念式典

として参加

インド・デリー州 5周年記念式典



フェースブ゛ック

動画報告



フェースフ゛ック







http://www.kouzakisatoshi.com/ https://www.facebook.com/kouzakisatoshi https://twitter.com/kouzakisatoshi

林業生産活動の低下を招いている。地域が木材の搬出困難な状況となり、 林業地においては、1/2から1/3の きな被害を受けた。特に、本県有数の 及ばず、市町村道・林道・作業道まで大 豪雨災害によって、国道・県道は言うに 昨年6月には暴落、7月には九州北部 ら、国産材の原木価格は低迷を続け、 に貢献しなければならない。しかしなが 供給や木質バイオマス資源の活用によ を目指し、住宅等に必要な木材の安定 けた取組を推進と、木材自給率50% 環境負荷の少ない新しいまちづくり 森林・林業再生プラン」の実現に向

する県の取組みについて (神崎議員) 森林経営計画の策定に対

0

- 削減を目的に策定。 や路網を整備し、経営にかかるコスト 森林経営計画は、 森林の面的な集約
- を実現する上で重要。 である「持続可能な林業経営の確立」 策定を進めることは、今議会に提案 福岡県森林・林業基本計画の目標
- の把握を行う必要がある。 界の確定、樹種・樹齢などの森林情報 多くの所有者の同意取り付けや、 策定に当たっては、森林組合などが、 しかし、不在地主が増加し、 付けなどに時間を要する。 同 意取 境

 $\bigcirc$ り、経営計画の策定を更に促進して 修会を実施。これらの取り組みによ 成するため、森林組合等に対する研 計画を所有者に提案できる人材を育 ISの情報を提供。また、伐採などの 認の経費に助成するとともに、森林G 訪問による同意取り付けや、 訪問による同意取り付けや、境界確県としては、森林組合等が行う戸別

るITの活用について 【神崎議員】 森林経営計画の策定におけ

 $\bigcirc$ 

- 把握が必要。 確認や樹種などの様々な森林情報の 森林経営計画の策定には、所 在 地の
- 接、書類の作成ができるシステムを開減を図るため、GISの情報から直 入。24年度に計画策定者の負担軽県は、森林GISを13年度から導

 $\bigcirc$ 

 $\bigcirc$ 

取組みにも活用されるよう努める。なっているが、今後は、計画策定後のて計画の策定や境界確認などを行 森林組合などは、このGISを活用

# 【神崎議員】 森林の災害復旧について

0

## 【小川知事】

- も関係部局と連携し、早期復旧に取ら、順次工事に着手し、その他の箇所林地災害は、緊急を要する箇所か ´組んでいく。
- 0 おり、県は、設計書の作成などの支援 を行うため、市町村に職員を派遣 道は、市町村が順次工事に着手して 木材搬出に必要な道路網のうち、

 $\bigcirc$ 旧を支援。間伐等を行う場合に併せて、その復作業道は、森林所有者や森林組合が

原木の安定供給と木材の

# 需要拡大について 【神崎議員】

## 小川知事

- 持続可能な林業経営を確立 採作業の効率化を進め、ストックポイや高性能林業機械の導入により、伐要。県としては、森林作業の集約化 き続き支援。 給とコスト削減を促進。また、ニーズントを活用した製材工場への安定供 向上が図られるよう、施設整備を引 給とコスト削減を促進。また、ニー 削減やニーズにあったものの供給が必 拡大が重要。このため、更なるコスト め、県産材の競争力の強化、需要 に応えるため、人工乾燥による品質 するた
- これまで県では、公共建築物等での 行っている。 様な取組がされるよう働きかけを 5%の増。また、市町村でも、県と同 量は約6、 利用を促進し、23年度の木材利用 900㎡で、前年度比1
- 暖房システムの実証を行い、 おける重油と木質チップを併用した さらに、25年度から、園芸ハウスに 利用を拡大していく。 木質チップ

 $\bigcirc$ 



# 【小川知事】

森林整備について

- 復が必要。 より、森林の世代サイクル ため、計画的な伐採と植 森林資源を持続的に利用する 林に
- る原木価格の大幅な下落や、 情勢は、コスト縮減努力を超え 住宅着工戸数の減少など、厳 しさが増加 一方、森林・林業を取り 巻く
- 組みについて支援。 あり、その策定と策定後 した経営計画の策定が重要で ためには、コスト削減を目 伐採と植林を計画的に行なう 0 的



http://www.kouzakisatoshi.com/ https://www.facebook.com/kouzakisatoshi

https://twitter.com/kouzakisatoshi

### 平成25年度予算特別委員会 国保連合会の特別調整交付金について

### 予算特別委員会は一間一答 ~真剣な予算審議と同時に、議員の資質が問われます~



本日は県民の健康を守る国民健康保険、この中の特別調整交付金について質問致します。 国民健康保険については各種の国庫助成が行われておりますが、その一つとしまして、市町 村が行う国民健康保険について調整交付金が交付されております。調整交付金は、市町村 間で医療費の水準や住民の所得水準の差異により生じております、不均衡を調整するための ものですが、その中に、結核・精神疾患に係る特別調整交付金があります。平成23年度にお ける結核・精神に係る特別調整交付金の交付額に関する資料を予め執行部に要請しており ます。委員長、お取り計らいをよろしくお願いします。

①最初にこのうち特別調整交付金の内容と併せて、この資料の説明を簡単にお願いします。

A. 特別調整交付金とは、災害等により保険料を減免した場合など、市町村に特別な財政需要が発生した場合に交付される。その中に、市町村の医療給付費等の全体に占める結核・精神疾患の割合が15%を超える場合に、その15%を超える額の一定割合を交付するというものがある。提出資料については、平成23年度の県内市町村の結核・精神疾患に係る特別調整交付金の交付状況。なお、国の調整交付金は、国から市町村に対して直接交付される。

説明を頂きました。もう少し詳しく申しますと、市町村が払っている医療給付費等の全体に占める、結核・精神疾患の割合が、15%を超えた場合、この超えた額の10分の8、平成24年度まで10分の9となっていますが、交付されるという特徴を持っております。申請にあたっては、1年間分のレセプトからこの結核・精神疾患を抽出し、交付対象額を第出する必要がありますが、膨大なレセプトの集計が必要でありまして、かなりの人手と時間が、現場ではかかっているんです。問題なのは、医師や医療機関によっては、病名の表現がまちまちになってたりするもんですから、結核・精神疾患の集計漏れが発生してしまうという、やっかいな問題となっています。そのため、申請できない、申請したとしても過少申請となるといったケースが多くなっているのではないかと考えられます。

②そこで、市町村においてどのようなデータをもとに交付金の算出を行っているのかお尋ね致 します。

A. 結核・精神疾患に係る特別調整交付金の算出には、すべてのレセプトから結核精神分の レセプトを抽出する必要がある。国保連合会では電算システムを使用して、該当レセプトを抽 出し、市町村にデータを提供している。多くの市町村では国保連合会からの提供データをもと に、さらに対象少なる額を絞り込み、申請額を算出している。

この資料を見ますと、県内の自治体で交付金を申請していない市町村が24団体ありますが、 ③申請していない理由は何だと思われますでしょうか。

A. 交付金の申請を行っていない市町村には、大きく3つのパターンがある。一つ目は、絞り込みの作業を行った結果15%に達しなかったもの。二つ目は、絞り込み作業を進めていく中で15%に達しないとして途中で作業を中止したもの。三つ目は、過去において絞り込み作業を行った禁果、15%に達しなかったりして、その後申請していないもの。

今、示された3つのパターンですが、1つ目と2つ目、15%に達しなかった、或いは、達しないと判断して作業を中止したということですが、これについては、国保連合会のレセプトデータから、該当するものを、本当に、正確に抽出できたかどうかという確認が必要だと思います。3つ目についても、過去の終り込み作業も、同様なことが言えると思うんですけれども、それに加えてですね、今、ストレスから、うつ病等になる人、認知症の人が増加していることを考えますと、過去に15%に達しなかったかという理由で、その後は申請していないというのは、ちょっと理由にならないんじゃないかと私は思います。国保連合会が提供しているデータでは、市町村側で利用するには、人手と時間がかかり過ぎるので、申請ができない。さらに、申請している市町村も、対象レセプトの絞り込みが難しいので、正確性に欠けるというのが実態なんじゃないでしょうか。これは大変な問題だと思います。市町村が交付を受けるべき交付金がもらえていない。交付されていても、申請漏れがあり、交付不足となっている。さらには、申請されている市町村は、おいては、多大かコストを使って終り込み作業をしているといきなから、まちには、第1

る市町村においては、多大なコストを使って絞り込み作業をしているという事なんです。 この表から福岡県の保険医療をどう分析するか考えたんですが、よくわからりませんでした。それで大学の先生や権威ある専門家に見てもらったんですが、やはり分析不能だと言われました。例えば、直方市・宮若市・鞍手郡は交付額があるのに、そのお隣の中間市・遠賀郡は交付額のなんですね。どう分析すればいいんでしょうか。専門家に聞いてもわかりませんでしたので、このことはあえてお尋ね致しません。

④少し視点を変えますが、国保連合会の役割は、市町村国保保険者に代わって診療報酬の 審査支払業務を行うほか、保険者の事務の共同処理などのサービスが主要な業務であると解 釈してよろしいでしょうか。

### A. はい、そのように解釈していただいて差し支えありません。

だとすれば、市町村の不利益にならないシステム構築と、市町村保険者が活用しやすいデータの提供をしなければならないということだと思います。一昨年、国保連合会では大規模なシステムさ、福岡県国保連合会が、全国に先駆け、最初に取り組んだと聞いています。

⑤このシステムの導入費用はいくらでしょうか。また、その一部である結核・精神疾患に係る交付金に関連するシステムにはどのくらい開発費用がかかったんでしょうか。

A. 国保連合会に確認したところ、一昨年導入された国保総合システムに係る経費は、9億7 千万円、また結核・精神疾患に係る特別調整交付金の算出機能を含むシステムの開発経費 は、1千万円と聞いている。



福岡県国保連合会が最初に採用・導入したことによって、システム不具合から相当な混乱もあ り大変なご苦労をしたと聞いています。また保険者への負担もあったと聞いています。本体の システムが大規模で、多額のお金をつぎ込んでいる分、今、取り上げています結核・精神交 付金を算出するための、サブシステムには、あまり手をかけてなかったのかもしれないで りませま出するためが、ソンペンスには、めるシテモがリンスがいしていからしないという。 も、そこで、このシステムの信頼性・抽出したデータの正確性について質問します。問題なのは、電子レセプトに記載されたコード化されていない傷病名、いわゆる"ワープロ病名"と言わ れる、ドクターがつけた病名をいかに傷病名としてコード化できるかということだと思います。 のワープロ病名は、一般的に電子レセプト全体の3割近くあると聞いています。紙じゃありませ ん。電子化されたレセプトです。その中に3割近くものワープロ病名が使用されているため、抽 出したデータから、この結核・精神分の申請漏れが発生していると考えられるんです。一方、 ある県の国保連合会では、ワープロ病名をコード化するシステムが導入されております。ワー プロ病名をコード化するのには、相当なデータ蓄積によるナレッジデータベースの構築と、より 正確なアルゴリズムが必要であり、そのことによって、高い疾病変換率が実現できるとされています。ちなみに、同義語・類義語等のシソーラス検索エンジン(これは、あいまい検索のような よう。ウルッドは、回域的に対象的でのシップへが展示コンシー(エロは、のソージ・「快ポッシュ)が ものですが、こういったシステムを使って、2百数十万もの傷病名を変換し、コード化している ものでした。しかも、このシステムは、作業負担も少なく、低コストで実施できるとのことです。 実 は、福岡県内のある市町村において、この交付金の計算システムを使って、データ変換をテ ストしてみたところ、かなりの交付金額の増額が見込めることがわかりました。調べてみますと、 この自治体では28%ものワープロ病名が抽出されておりました。当初、算出した結核・精神疾 患分では、やはり抽出されていなかったという報告でした。県内全市町村ともなれば、かなりの 金額の申請漏れになる可能性があるのではないでしょうか。

⑥ 県内全市町村の結核・精神疾患に関わる特別調整交付金にどれくらいの申請漏れがあるのか調査をする必要があると思いますが、如何でしょうか。

A. 来年度国保連合会においてはワープロ病名をコード化するためのシステム改修を行う予定であると聞いている。改修の前後において、どの程度の改善が図られたのか、報告を受けたいと考えている。

来年度、国保連合会ではシステム改修が予定されているということですが、ということは、国保連合会としても、これまでワープロ病名が低い変換率だったという認識はもっていたということですよね。聞くところによりますと、変換するためのデータベースは、WHOのICD10を使うそうじゃないですか。これは、厚労省が推奨している「標準病名マスター」と言われるものですが、標準用語病名数としては、2011年10月現在で、23、522語となっています。詳しい説明は省きますが、専門家に聞きますと、ワープロ病名を変換するのには厳しいのではないかと言われました。無駄な投資にならないように、交付金の対象レセプトの抽出精度については、十分に確認して下さい。大事なことは、国保連合会はできるだけコード化されたレセプト情報をスピーディに提供し、市町村は正確な交付対象額を算出しなければならないということです。県として、市町村への説明会等による適格な指導・助言が必要であります。加えて、国保連合会には市町村から要請があったレセプトデータは速やかに提供するよう指導して頂きたいと思います。如何でしょうか。

A. 県では、毎年1月、市町村保険者を対象に「調整交付金申請事務処理に係る説明会」を開催しており、その中で、適切な申請手順等の説明を行っている。過去において絞り込み作業を行った結果、15%に達しなかったため、それ以降申請していない市町村もあることから、近年の精神疾患の患者数が増加している状況や、来年度、システム改修により交付金の算定作業が省力化されることを踏まえ、申請の可否についてよく確かめるよう助言してまいる。レセプトデータの速やかな提供については、市町村の業務への影響などについて、市町村の意見をよく聞きながら、適切な対応をとるよう国保連合会に伝える。

我が国は、伸び行く医療費が大きな社会問題となっていまして、このままでは皆保険制度の維持継続すら危ぶまれています。こうした中、国民の約30%の加入者を抱える「国保」の将来にわたる安定的運営は極めて重要であり、とくに各県におかれた組織、国保連合会の動き如何で、保険者の財政運営に多大な影響を与えることになるのも事実であります。市町村保険者が不利益を受けることのないよう、しっかりとした検証を行うよう国保連合会を指導していただきたいと思います。

⑦最後に部長のお考えをお聞かせください。

A. 保険者である市町村が、国保の財源確保を図る上で、交付金の適切な交付申請が大切であると認識している。国保連合会は、未コード化傷病名のコード化の必要性を認識した上で、来年度、システム改修を行うことを決定している。委員のお考えについて、国保連合会に伝えたいと考える。保険者である市町村等の意見を踏まえ、適切に判断されると考える。

### **教職員の再任用について**



新たな再任用制度は、公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢が段階的に引き上げられる中で、 定年退職後、年金支給開始までの間、無収入期間が発生しないよう、平成26年度から実施されるもの であり、国の方針によると、定年退職する職員が再任用を希望する場合、原則として、当該職員の任命 権者は、定年退職の翌日に、当該職員を採用するものとされている。

再任用者は、体力的には若い職員に劣る部分はあると思うが、一方では、長年に至る 豊富な経験によるベテラン職員として、若手職員の指導等期待される面も考えられる。こ のため、今後、新たな再任用の実施に当たっては、御指摘のような学校経営に悪影響を 与える恐れのある者が再任用とならないような制度の在り方について検討してまいりた





ブログ報告

動画報告

フェースブ゛ック

フェースブ゛ック

ペジ

ツイッター

http://www.kouzakisatoshi.com/ https://www.facebook.com/kouzakisatoshi https://twitter.com/kouzakisatoshi